

Q1 雇用保険のあらましは？  
A1 失業時の生活の安定を図る  
雇用保険は、労働者が失業  
したときに一定の給付を受け  
て、生活の安定を図るための  
制度です。

また、高齢者の定年後の継  
続雇用の促進や、育児休業の  
取得、休業終了後の職場復帰  
を援助するものです。

大きく分けて、次の四つの  
給付があります。

(1) 求職者給付：失業中の、求  
職活動をする期間の生活の  
安定を図るための給付です。  
基本手当、技能習得手当、  
寄宿手当、傷病手当などが  
あります。

(2) 雇用継続給付：働き続ける  
ことができなくなった事由  
が起きた場合、職業生活の  
円滑な継続を促進するため  
に給付するものです。高齢  
者雇用継続給付と、育児・  
介護休業給付金があります。  
(3) 就職促進給付：失業者の再  
就職を援助し促進する給付  
です。再就職手当、就業手  
当、常用就職支度手当があ  
ります。  
(4) 教育訓練給付：能力開発を

**経営の散歩道**

**労務管理の知恵袋**

— 人使いの坎どころQ&A —

(9)

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授  
川中清司

Q2 対象となる者の範囲は？  
A2 事業所のすべての労働者が  
対象

支援し、雇用の安定と再就  
職の促進のための給付です。

雇用保険は、次の例外を除  
く外は、適用事業所に働く、  
すべての労働者が対象となり、  
労働者を一人でも雇用する事  
業所はすべて該当します。  
例外として、被保険者とな  
らない者は次のとおりです。  
(1) 六五歳に達した日以後に、  
新たに雇用される者  
(2) 短時間労働者で季節的に雇

Q3 保険料の目安は？  
A3 保険料は被保険者と事業主  
が負担しますが、業種によっ  
て異なり、保険料の給料に対  
する割合の目安は、次表のと  
おりです。

用される者  
(3) 四カ月以内の期間を予定し  
て行われる、季節的事業に  
雇用される者  
(4) 船員保険の被保険者  
(5) 国・都道府県・区市町村な  
どに雇用される者のうち、  
離職した場合に、求職者給  
付および、就職促進給付の  
内容を超える給付を受けら  
れる者

単位 1/1000

業種	保険料率	事業主	被保険者
一般事業	19.5	11.5	8
農林・清酒	21.5	12.5	9
建設業	22.5	13.5	9

Q4 失業給付はいくらもらえる  
か。  
A4 基本手当  
失業中に雇用保険から受け  
取る給付を基本手当といいま  
すが、退職の理由や年齢に  
よって異なります。あらまし  
は次表のとおりです。

<p>☆65歳未満で離職した人</p> <p>○定年退職や自己都合で退職</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年未満=90日</li> <li>・20年未満=120日</li> <li>・20年以上=150日</li> </ul>	<p>○倒産や解雇で離職</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己都合より給付日数は長い。</li> <li>・中高年齢ほど長い。</li> <li>・1年未満=90日</li> <li>・1年～5年未満=90日～180日</li> <li>・5年～10年未満=120日～240日</li> <li>・10年～20年未満=180日～270日</li> <li>・20年以上=240日～330日</li> </ul>
<p>☆65歳以上で離職した人 (一時金で支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年未満=30日分、1年以上=50日分</li> </ul>	

①基本手当の計算の方法  
 ・一日当たりの基本手当は、退職時の年齢によって賃金日額の四五%から八〇%。  
 ・賃金日額は、退職以前一年間のうち、賃金支払基礎日数が一四日以上ある月を一カ月とし、退職日から近い六カ月間の賃金の合計を一八〇で割った額。

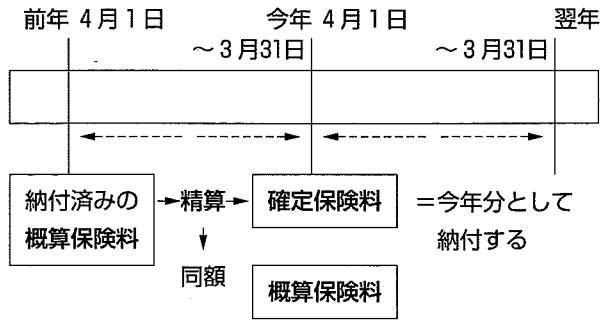
**Q5** 労働保険の年度更新については？

**A5** 労働保険は一年に一回申告健康保険や厚生年金保険は、毎月の給料時に従業員の給料から差引き徴収し、事業主の負担分と合わせて納付します。が、労災保険・雇用保険の納付事務は一年に一回です。

手続きは、賃金総額と保険料を、これから始まる年度の概算額と、終了した年度の確定した額をそれぞれ計算し、保険料を支払います。

この申告と保険料の支払は、毎年五月二〇日までに、一年分の見込額（概算保険料）の支払いと、年度が終わり確定した分（確定保険料）を精算します。毎年この「年度更新」

**労働保険・雇用保険の保険料**  
 =前払いで納めて、毎年精算する



を繰り返します。

